令和４年度・令和５年度

手話奉仕員養成講座開催要項

１．目　　的

　　聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深め

るとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する。

２．主　　催

社会福祉法人上三川町社会福祉協議会

３．協　　力

宇都宮市聴覚障害者協会（講師派遣）

４．日　　時

1. 入門課程（全１９回）

令和４年１０月６日（木）～令和５年３月９日（木）

原則毎週木曜日　１３時３０分～１５時３０分

　　　　但し、１１月３日・１２月２９日・１月５日・２月２３日を除く。

　（２）基礎課程（全２１回）

　　　　令和５年４月～１０月に実施予定

５．会　　場

上三川いきいきプラザ　２階　大会議室

６．受講対象

上三川町に在住または通勤している人。(過去に同様の手話講座の受講・修了経験が

ある人も申し込み可。)

７．定　　員

１５名

８．講　　師

宇都宮市聴覚障害者協会から派遣

９．受講料

無料。ただし、テキスト代は受講者負担。

１０．カリキュラム構成

（１）入門課程（３５時間）

　　　　ァ　到達目標

　　　　　　相手の簡単な手話が理解でき、手話で挨拶、自己紹介程度の会話が可能なレベル

　　　　ィ　養成目標

　　　　　　・簡単な日常会話を行うに必要な手話語彙を習得する。

　　　　　　・簡単な日常会話を行うに必要な手話表現技術を習得する。

　　　　　　・手話でコミュニケーションする楽しさを習得する。

　　（２）基礎課程（４５時間）

　　　　ァ　到達目標

　　　　　　・相手の手話が理解でき、特定の聴覚障害者とならば、手話で日常会話が可能なレベル

　　　　ィ　養成目標

　　　　　　・手話で日常会話を行うに必要な手話語彙（目標語彙数：３００語に新た

　　　　　　に３００語を追加）を習得する。

・手話で日常会話を行うに必要な手話表現技術を習得する。

・手話の基本文法を習得する。

１１．修了証の交付条件

入門課程全１９回中１６回以上出席、基礎課程全２１回中１８回以上出席し、修了に値する技術を習得した人。

１２．申込期間

令和４年８月１日（月）～令和４年９月９日（金）

１３．申込方法

申込期間内に上三川町社会福祉協議会へ申し込む。（ＦＡＸ・メール可）

メール、ＦＡＸで申し込む場合は、住所、氏名、年齢、電話番号、受講経験の有無

を記載していただく。(書式は問わない。)

社会福祉法人上三川町社会福祉協議会

上三川町上蒲生１２７－１（上三川いきいきプラザ内）

ＴＥＬ０２８５－５６－３１６６

ＦＡＸ０２８５－５６－３１６４

[メールchiiki@kamisyakyo.or.jp](mailto:メールchiiki@kamisyakyo.or.jp)